

(3) 推薦入学者選抜の改善経緯

年度	選抜方法の改善	定員に対する割合
昭和 5 3	全職業学科で推薦入試実施	10%
5 7	全職業学科で推薦枠拡大	20%
5 8	体育科に導入	30%
6 1	理数科・英語科に導入	30%
6 2	職業学科の一部、職業に準ずるコースで推薦枠の拡大	30%
平成 元	普通科希望校で実施	5%程度
4	普通科全校で実施	5%
6	普通科で推薦枠拡大 体育科、体育学系、体育コース・芸術学系で推薦枠拡大 総合学科	5～10%以内 20～50%以内 20%
8	専門学科の推薦枠を各学校で選択 総合学科の推薦枠の拡大	20%又は30% 30%
1 1	専門学科の推薦枠を各学校で見直し	
1 6	推薦入試を廃止し新しい入学者選抜（ABC選考）を導入 平成16年度～18年度入試は推薦入試を実施していない。	
1 9	現行の推薦入試導入 <応募資格等の改善> ・県内の中学校、特別支援学校中学部卒業見込みの者、及び前年度卒業した者とした。 ・スポーツ、文化・芸術等において顕著な成績を収め、当該高校の教育を受けるに足る能力を持つ者とした。 ・各高等学校で推薦基準を明示し、それを満たす者とした。 ・通学区域の制約を受けないものとした。	10% (体育、芸術系 学科、学系、コ ースは20%)
2 0	志願先に2つ以上の学科がある場合、第2・第3志望まで出願できることとした。	
2 1	体育、芸術系学科（学系、コース）で推薦枠の拡大	50%

(4) 平成19年度入試から推薦入試が導入された背景

平成19年度以降の県立高校入試の改善について（提言）H18.6.1 より

推薦入試の在り方

- (1) 旧入試制度の推薦入試に代わるものとして現行入試のB選考が実施されているところであるが、その代替になっていないとする意見が、ほとんどであった。今後とも、特に県内各高校において、スポーツ・芸術等に秀でた生徒を育成し、本県の競技力等の向上を図っていくためにも、一般入試よりも早い時期に推薦入試を実施する必要がある。学業については、一般入試で十分測ることができることから、特別に学業推薦を実施する必要はない。

受検機会の複数化を図る意味からも推薦入試は導入すべきであり、スポーツ、文化・芸術等において顕著な成績を収めた者を対象とすることが望ましい。

なお、その高校の教育を受けるに足る能力・適性をもっている必要がある。

- (2) 旧入試制度の推薦入試は、高校側で望んでいる生徒像や高校の推薦基準が明示されず、中学校側で推薦するに当たって困難な面も見られた。推薦入試を導入する際は、各高校の特色や推薦基準を明確化する必要がある。

各高校は、それぞれの学校が求める生徒像や推薦基準を明確にし、県教育委員会は、それを取りまとめて、周知することが望ましい。

各中学校は、推薦を希望する生徒について、当該高校の推薦基準に合致しているか確認のうえ、中学校長が当該生徒の推薦を決定する必要がある。

- (3) 各高校の特色化の推進に向け、学校裁量の拡大を図るため、推薦募集人員や具体的な実施方法等については、できるだけ各高校に任せることが望ましい。

推薦入試に係る具体的実施方法等は、各高校の裁量とすることが望ましい。